

保護者の皆様、

# 個別の教育支援計画

## をご存じですか？

発達の遅れなどから学習面や生活面において  
支援を必要としているお子さんが、何に困っているかを見極め、  
どのような支援が必要かを、たくさんの人と共に考え作成していくのが、

## 個別の教育支援計画

です。

### 個別の教育支援計画を活用することで…

幼稚園や学校、相談機関、  
支援者等とつながり、乳幼  
児期から学校卒業後まで、  
お子さんをみんなで支え  
ていくことにつながります。

病院や療育機関、学校等、  
関係する機関と一緒に、支  
援内容を考えるので、将来に  
わたっての一貫した支援の  
見通しをもつことができます。

これまでの支援の記録が  
記載されており、学校や学  
級が変わっても必要な情報  
が引き継がれ、安心して  
進級や進学ができます。

★取扱いについては？ 個別の教育支援計画は、本人・保護者の了解を得た上で、関係機関等が情報の取扱いに留意して活用していきます。

★作成するには？ **まずは、担任の先生、市町村教育委員会にご相談ください。**

お問い合わせ先

茨城県教育庁学校教育部特別支援教育課指導担当

〒310-8588 水戸市笠原町978番6 Tel.029-301-5280

# 個別の教育支援計画の項目例

個別の教育支援計画の様式は、各学校（園）や市町村等の実情、本人の状況等を踏まえて検討し、作成や活用がしやすいものにしていきます。以下に、項目例と説明を示します。

## 1 本人・保護者の願いと支援の方針

|     | 本人・保護者の願い<br>(夢・願い・要望など)  | 支援の方針  |
|-----|---|--|
| 生活面 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・友達と仲よくしたい。</li> <li>・物事に進んで取り組んでほしい。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・集団の中の一員として人とのかわり方を増やし、自分の気持ちや意見を相手に分かるように伝える。</li> <li>・自分の好きなことや得意なことを増やし、自信をもって物事に取り組めるようにする。</li> </ul> |
| 学習面 |   |  |

・本人や保護者の願いに対する支援の方針を決めていきます。

## 2 本人に関する基本情報

| 就学前の相談等                            | 内容等   |
|------------------------------------|---|
| 乳幼児検診の結果<br>就学前の療育の状況<br>就学相談の内容 等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳から〇〇市の療育センターで、言葉と運動に関する個別指導を受けている。</li> </ul> |

・乳幼児期の状況等について、共通理解が必要な内容等があれば、記録しておきます。

## 3 学校における合理的配慮

| 教育機関    | 合理的配慮※   | 評価、引継事項等  |
|---------|--|---|
| 〇〇幼稚園   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・不適切な言動に対して、否定の言葉掛けをしたり頭ごなしに叱ったりせず、どのような言動をすればよかったか、振り返る時間を確保する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人が考え、適切な言動ができたときに褒めた結果、他児との関係がよくなってきた。</li> <li>・小学校でも、継続した支援をすると効果的と考える。</li> </ul> |
| 〇〇小学校   |  |   |
| 〇〇中学校   |  |   |
| 〇〇高等学校等 |  |   |

・進級や進学するときに、合理的配慮等必要な情報が引き継がれるように記載していきます。  
 ・十分な教育を受けられるようにするために、合理的配慮の定期的な評価を行い、柔軟に見直していきます。

【参考】 ※学校における合理的配慮の観点

| 3観点     | 11項目   |
|---------|--|
| 教育内容・方法 | 1教育内容<br>・学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮<br>・学習内容の変更・調整<br>2教育方法<br>・情報・コミュニケーション及び教材の配慮<br>・学習機会や体験の確保<br>・心理面・健康面の配慮 |
| 支援体制    | 1専門性のある指導体制の整備<br>2幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮<br>3災害時等の支援体制の整備   |
| 施設・設備   | 1校内環境のバリアフリー化<br>2発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮<br>3災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮                                       |

・学校における合理的配慮の観点をふまえ、現在必要な「合理的配慮」は何か、何を優先するかなどについて本人・保護者と十分に話し合い、具体的な支援内容・方法等を明確にしていきます。

## 4 関係機関等による具体的な支援内容

| 関係機関等    | 支援内容  | 評価、引継事項等   |
|----------|---|--|
| 〇〇特別支援学校 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・園での生活の様子を観察し、ケース会議で助言する。</li> </ul>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の理解や具体的な指導について、園内で共通理解が進んだ。</li> <li>・小学校でも引き続き助言をいただくとう有効であると考えている。</li> </ul>  |
| 〇〇医院     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活の様子から、服薬の調整をする。(〇年〇月 ADHD の診断)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・園での生活の様子を伝えることにより、服薬の調整がうまくいった。</li> <li>・小学校でも、学校での様子について医療機関と連携してほしい。</li> </ul> |
| ボランティア   |   |  |
| 保護者      |   |  |

・支援を充実させるために、関係機関の役割（支援内容）を明確にします。